

39条の説明例

前置き^{*1}

皆さんは、この事件の裁判員に選任されました。これから、私たち裁判官と一緒に裁判を行うこととなります。どうかよろしく願いいたします。

刑事裁判のルールについて^{*2}

まず、皆さんに裁判に参加していただくにあたって、予め知っておいていただきたい裁判のルールを御説明いたします。

裁判は、被告人が起訴状に書かれている犯罪を本当に行ったかどうかを判断するために行われます。

その判断を行うために、検察官と弁護人から証拠が提出されますが、被告人が有罪であることは、検察官が証拠に基づいて明らかにすべきこと、つまり証明すべきことになっています^{*3}。ですから、検察官が有罪であることを証明できない場合には、無罪の判断を行うこととなります。

被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出された証拠だけに基づいて判断しなければいけません^{*4}。新聞やテレビなどで見たり聞いたりしたことは、証拠ではありません。

*1 裁判員に対する挨拶である。裁判体による工夫の余地が大きいところであり、例えば自己紹介をすることも考えられる。

*2 審理が開始する前の段階で裁判員が真に理解しておくことが必要な原則について、裁判員が理解しやすいよう裁判手続の流れと織り交ぜながら説明することとし、判決に至るまでの手続の流れの詳細について解説することはしていない。裁判手続の概要については、候補者段階でパンフレット等により事前に情報提供しておいた上で、選任された裁判員に対し39条の説明を行い、各手続及び審理予定の詳細については、手続の進行に応じて各開廷前の時間等に説明をすることが考えられる。

*3 立証責任の所在の説明。

*4 証拠裁判主義の説明。証拠調べの手続を説明する段階で説明するのが効果的と思われる。

ん。ですから、そうした情報に基づいて判断してはいけません。また、検察官や弁護人は、事実がどうであったか、証拠をどのように見るべきかについて、意見を述べます。これも裁判員の皆さんと裁判官の判断の参考にするために述べられるのであって、証拠ではありません。

証拠としては、例えば、凶器などの証拠品、現場見取図などの書類、証人や被告人の話があります。証人や被告人から話を聞く際には、裁判員の皆さんにも質問の機会があります。^{*1} もし質問があるときは、その機会に私に申し出てください。

法廷での手続が終わると、裁判員の皆さんと裁判官は、被告人が本当に起訴状に書いてある罪を犯したのかどうかを判断します^{*2}。

過去にある事実があったかどうかは直接確認できませんが、普段の生活でも、関係者の話などをもとに、事実があったのかなかったのかを判断している場合があるはずです。ただ、裁判では、不確かなことで人を処罰することは許されませんから、証拠を検討した結果、常識に従って判断し、被告人が起訴状に書かれている罪を犯したことは間違いないと考えられる場合に、有罪とすることになります。逆に、常識に従って判断し、有罪とすることについて疑問があるときは、無罪としなければなりません^{*3}。

有罪とするときには、被告人をどのような刑にするのかを決めます^{*4}。

結論は、裁判員の皆さんと裁判官が一緒に話し合いをしながら出していきます。裁判員の皆さんには、今述べてきたようなルールに従って、ご自分の判断に基づいて意見を述べていただきます^{*5}。裁判官も同じルールに従って意見を述べます。裁判員と裁判官の意見は同じ重みです。

なお、法律の解釈が問題となる場合には、裁判官がその解釈について説明します

*1 証人尋問等の権限の説明（裁判員法 56 条，58 条，59 条）。

*2 裁判員の権限（事実認定）の説明。

*3 必要な立証の程度の説明。

*4 裁判員の権限（量刑）の説明。

*5 裁判員の職権行使の独立，一般的義務の説明（裁判員法 8 条）。

ので、御安心下さい^{*1}。

注意事項

次に、裁判員の皆さんにお願いがあります。

裁判は、皆さん全員が揃わないと行うことができません^{*2}。もし、病気などやむを得ない事情で裁判所にお越しいただけなくなった場合には、ご連絡をいただきたいと思います。

また、評議で誰が何を言ったかといった評議の内容は秘密にして下さい^{*3}。評議の秘密が漏れることになると、率直に意見を交換することが難しくなります。評議の秘密が漏れないようにすることは、皆さんのプライバシーや安全を保護することにもなります。また、記録に出てくる事件関係者のプライバシー情報も漏らさないようにして下さい。

ただ、公開の法廷で見たり聞いたりしたことや、裁判員を務めてみての印象といったことは、他の方にお話しいただいても構いません。

まとめ

これから手続を進めていく途中でも、もし分からないことがでてきたときは、どうか御遠慮なくおっしゃってください。

最後に、裁判員の皆さんには、今の説明を了解し、法令に従って、公平誠実に職務を行う旨の宣誓をしていただきます^{*4}。

*1 裁判官の法令解釈に従う義務の説明（裁判員法 6 6 条 4 項）。

*2 審理，評議，判決期日への出席義務の説明（裁判員法 5 2 条，6 6 条 1 項，6 3 条）。

*3 守秘義務の説明（裁判員法 9 条）。

*4 宣誓義務の説明（裁判員法 3 9 条）。